

# 宿泊約款

葛城高原ロッジ

## (本約款の適用)

第1条 当館葛城高原ロッジ（以下「高原ロッジ」という。）の締結する宿泊約款およびこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款の定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

## (宿泊引受けのお断り)

第2条 高原ロッジは、次の場合は、宿泊のお引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 客室に余裕のないとき。
- (3) 宿泊しようとする人が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとする人が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする人が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- (7) 宿泊しようとする人が、高原ロッジ従業員に対して暴力的要求行為を行ったとき。
- (8) 宿泊しようとする人が伝染病の疾患または、精神に異常があると認められたとき。
- (9) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由があるとき。
- (11) 宿泊しようとする人が、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

## (氏名等の明告)

第3条 高原ロッジは、予約の申込みをお受けするに当たり、その予約申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、連絡先、人数、利用日数、夕食メニュー、ロープウェイ利用の有無。
- (2) その他高原ロッジが、必要と認めた事項。

## (予約金)

第4条 高原ロッジは、予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、予定利用料を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

- 2 前項の予約金は、次条に定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

## (予約の解除)

第5条 予約の申込者が予約の全部または一部をキャンセルする際は利用日を除く7日前から違約金をいただきます。なお、15名以上の団体は利用日を除く10日前、12月31日～1月3日の間は14日前。

- 2 高原ロッジは、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日午後5時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その予約は申込者より解除されたものとして処理することがあります。
- 3 前項の規定のより解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしなかったことが、列車、バス等公共の運輸機関の不着、遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが明らかなときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 高原ロッジは、他に定める場合を除くほか、次の場合には予約を解除することがあります。

- (1) 第2条第3号から第11号までに該当することとなったとき。
  - (2) 第3条によって明告された事項が、故意に歪曲されたと認められたとき。
  - (3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
- 2 高原ロッジは、前項の規定により、予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

#### (宿泊の登録)

第7条 宿泊者は宿泊当日高原ロッジのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、年齢、連絡先。
- (2) その他高原ロッジが必要と認めた事項。

#### (客室の利用時間)

第8条 宿泊者が高原ロッジの客室を利用する時間は、宿泊当日の午後4時から次の日の午前10時までです。

- 2 前項の規定のかかわらず、利用時間を超えて客室の利用に応じることがあります。この場合においては、別途追加料金を申し受けます。
- 3 高原ロッジの門限は午後10時とします。

#### (営業時間)

第9条 高原ロッジの各施設の営業時間は、次のとおりとします。

- (1) レストラン（3階）
    - 夕食・・・午後6時から午後8時30分まで
    - 朝食・・・午前7時30分から午前8時30分まで
    - 昼食・・・午前11時から午後3時まで
  - (2) 売店（3階）
    - 午前7時から午後8時30分まで
  - (3) 入浴（地下1階）
    - 日帰り入浴・・・午前11時から午後3時まで
    - 宿泊・・・チェックイン後から翌朝9時まで
- 2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。

#### (利用料の支払い)

第10条 利用料等の支払いは通貨または高原ロッジが認めた有価証券およびクレジットカードにより宿泊者の出発の際、または高原ロッジが請求したときは、高原ロッジのフロントにおいて精算を行

っていただきます。

- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても利用料等は申し受け  
ます。

#### (利用心得の遵守)

第11条 高原ロッジの利用者は、別に定める利用心得に従っていただきます。

#### (宿泊継続の拒否)

第12条 高原ロッジは、お引受けした宿泊期間中においても、次の場合には宿泊の継続をお断りすること  
があります。

- (1) 第2条第3号から第11号までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用心得に従わないとき。

#### (寄託物等の取扱い)

第13条 宿泊者がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害  
が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、高原ロッジはその損害を補償します。ただ  
し、現金および貴重品については、高原ロッジがその種類および価額の申告を求めた場合であっ  
て、宿泊者がそれを行わなかったときは15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊者が高原ロッジにお持込みなされた物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けに  
ならなかったものについて、高原ロッジの故意または、過失による滅失、毀損等の障害が生じた  
ときは、高原ロッジはその損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類および価額の  
申告のなかったものについては、高原ロッジに故意または重大な過失がある場合を除き、15万  
円を限度としてその損害を賠償します。

#### (宿泊者の手荷物または携帯品の保管)

第14条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って高原ロッジに到着した場合は、その到着前に高原ロッジが  
了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際  
にお渡しします。

- 2 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物または携帯品が高原ロッジに置き忘れられて  
いた場合において、その所有者が判明した時は、高原ロッジは、当該所有者に連絡するととも  
にその指示が無い場合または所有者が判明しない時は、発見日を含め1～7日間保管しその後、  
最寄りの警察に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊者の手荷物または携帯品の保管についての高原ロッジの責任は、第1  
項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるもの  
とします。

#### (交通機関の利用)

第15条 宿泊者が高原ロッジを利用になる場合は、公共の交通機関を利用することを基本としますが、  
自家用車でお越しの方は、宿泊のお客様の責において周辺の駐車場（有料）を利用して下さい。

(宿泊の責任)

第16条 高原ロッジの宿泊にかかる責任は、宿泊者が高原ロッジのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、出発するために客室をあけた時に終わります。

- 2 高原ロッジの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったとき、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に類似の条件による他の宿泊施設をご案内することがあります。この場合には客室の提供ができなくなった日の宿泊料等を含みその後の宿泊料はいたしません。

(宿泊者の責任)

第17条 宿泊者が高原ロッジの施設および設備を破損または紛失した場合は弁償していただきます。

以上

# 利用の心得

葛城高原ロッジ

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用心得を定めておりますので宿泊約款第11条に定めのあるとおり、その遵守にご協力くださいますようお願い申し上げます。遵守いただけない場合は、やむを得ずご宿泊または館内施設のご利用をお断り申し上げ、また場合によっては損害をご負担いただくことがございますので、特にご注意くださいようお願い申し上げます。なお（日帰り休憩・入浴等利用引受けのお断り）に関しては、宿泊約款第2条（宿泊引き受けのお断り）の各項を準用させていただきますのでご了解下さい。

## 【火災予防上お守りいただきたい事項】

1. 当館は、安全保持に万全を期して建てられておりますが、念のため、まず非常口をご自分でお確かめ下さい。
2. 館内は禁煙となっております。（喫煙可能客室）でお願い致します。
3. 客室内への暖房用、炊事用などの火器およびアイロン等のお持ち込み、ご使用はおやめ下さい。
4. その他、火災の原因となるような行為はおやめ下さい。
5. 防火用の各設備、避難用の各設備、各種用具等は皆様の安全を確保するための大切なものですから、不必要な使用やいたずらは絶対になさらないで下さい。

## 【保安上お守りいただきたい事項】

1. 滞在中のお部屋から外出される際には、施錠をお確かめ下さい。
2. 館外へお出かけの際は、フロントにお部屋の鍵をお預け下さい。
3. ご訪問客と客室内でのご面会のご遠慮願います。ご面会はロビーまたは喫茶コーナーをご利用下さい。

## 【お支払いについて】

1. 場合により、ご到着時に宿泊料金をいただくことがございますがご了承下さい。

## 【その他お守りいただきたい事項】

1. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬・猫・小鳥・その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられている物を持ち込まないで下さい。ただし、介助犬についてはこの限りではありません。
2. 浴場において、次の方の入場はお断りします。
  - ①泥酔されている方
  - ②刺青（タトゥー）をされている方
3. 館内で高い声、放歌、喧騒な行為、とぼく、風紀や治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさないで下さい。
4. 保健衛生上、館内への料理の持込みはご遠慮下さい。
5. 許可なく客室、ロビー等を営業行為（展示・広告・宣伝・販売等）などの他の目的に使用しないで下さい。

# 利用の心得

葛城高原ロッジ

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用心得を定めておりますので宿泊約款第11条に定めのあるとおり、その遵守にご協力くださいますようお願い申し上げます。遵守いただけない場合は、やむを得ずご宿泊または館内施設のご利用をお断り申し上げ、また場合によっては損害をご負担いただくことがございますので、特にご注意くださいようお願い申し上げます。なお（日帰り休憩・入浴等利用引受けのお断り）に関しては、宿泊約款第2条（宿泊引き受けのお断り）の各項を準用させていただきますのでご了解下さい。

## 【火災予防上お守りいただきたい事項】

1. 当館は、安全保持に万全を期して建てられておりますが、念のため、まず非常口をご自分でお確かめ下さい。
2. 館内は禁煙となっております。（喫煙可能客室）をお願い致します。
3. 客室内への暖房用、炊事用などの火器およびアイロン等のお持ち込み、ご使用はおやめ下さい。
4. その他、火災の原因となるような行為はおやめ下さい。
5. 防火用の各設備、避難用の各設備、各種用具等は皆様の安全を確保するための大切なものですから、不必要な使用やいたずらは絶対になさらないで下さい。

## 【保安上お守りいただきたい事項】

1. 滞在中のお部屋から外出される際には、施錠をお確かめ下さい。
2. 館外へお出かけの際は、フロントにお部屋の鍵をお預け下さい。
3. ご訪問客と客室内でのご面会にご遠慮願います。ご面会はロビーまたは喫茶コーナーをご利用下さい。

## 【お支払いについて】

1. 場合により、ご到着時に宿泊料金をいただくことがございますがご了承下さい。

## 【その他お守りいただきたい事項】

1. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬・猫・小鳥・その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられている物を持ち込まないで下さい。ただし、介助犬についてはこの限りではありません。
2. 浴場において、次の方の入場はお断りします。
  - ①泥酔されている方
  - ②刺青（タトゥー）をされている方
3. 館内で高い声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀や治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさないで下さい。
4. 保健衛生上、館内への料理の持込みはご遠慮下さい。
5. 許可なく客室、ロビー等を営業行為（展示・広告・宣伝・販売等）などの他の目的に使用しないで下さい。